

## 退職給付会計基準の改訂 ～未認識項目に係わる処理を中心に～

### 概要

平成 24 年 5 月 17 日に、企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準に適用指針」が公表されています。

従来の取扱いは変更されますので、注意が必要です。

### 本文

#### ＜新基準等における連結財務諸表上の処理概要＞

従来は、「数理計算上の差異及び過去勤務費用を平均残存勤務期間以内の一定の年数で定期的に処理することとし、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用(未認識項目)については貸借対照表に計上せず、これらを除いた、退職給付債務と年金資産の差額(「積立状況を示す額」)を負債(又は資産)として計上する。」

という処理をしてきました。

新基準では、連結貸借対照表上は、「積立状況を示す額」をそのまま負債(又は資産)として計上することになります。したがって、未認識項目については、連結包括利益計算書(又は連結損益及び包括利益計算書)上、税効果を調整のうえ、その他の包括利益に含めて計上し、また、純資産の部のその他包括利益累計額に計上されている未認識項目のうち、当期に費用処理された部分については、その他の包括利益の調整(組替調整)を行うこととしています。(会計基準第 15 項)

簡単に言うと、未認識項目をすべて負債認識するため、場合によっては債務超過になる事態が生じ得るということです。

長くなりますが、数理計算上の差異の会計処理の例を考えてみます。

#### 【前提条件】

- ① X1 年度の期末に数理計算上の差異が 100(借方)発生
- ② 数理計算上の差異は、翌期から定額法(2 年)で費用処理
- ③ 法定実効税率は 40%であり、繰延税金資産の回収可能性に問題なし

#### 【X1 年度における会計処理】

(個別財務諸表)

仕訳なし

(連結財務諸表)

(借)	退職給付に係る調整額 (その他の包括利益)	100	(貸)	退職給付に係る負債	100
(借)	繰延税金資産	40	(貸)	退職給付に係る調整額	40

				(その他の包括利益)	
--	--	--	--	------------	--

【X2 年度における会計処理】

(個別財務諸表)

(借)	退職給付費用	50	(貸)	退職給付引当金	50
-----	--------	----	-----	---------	----

(連結財務諸表)

個別財務諸表上の処理の振戻し

(借)	退職給付引当金	50	(貸)	退職給付費用	50
-----	---------	----	-----	--------	----

組替調整の処理し

(借)	退職給付費用	50	(貸)	退職給付に係る調整額 (その他の包括利益)	50
(借)	退職給付に係る調整額 (その他の包括利益)	20	(貸)	法人税等調整額	20

《個別財務諸表における当面の取扱い》

**未認識項目**の負債計上に係る個別財務諸表の取扱いについては、当面の間、平成 10 年会計基準の取扱いを継続することとされています。(会計基準第 39 項(1)(2)及び第 86 項から第 88 項)

つまり、個別財務諸表上での処理は、従来と変更がありません。

《適用時期》

**未認識項目**の処理方法、開示等については、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用されます。早期適用も認められています。